

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置について

昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、平成25年1月1日から令和13年3月31日までの間に耐震改修工事を行った場合、次の要件を満たしていれば、改修工事が完了した日の属する年の、翌年の一月一日を賦課期日とする年度分に限り、120㎡相当分まで固定資産税の減額を受けることができます。

減額措置対象の納税義務者は、改修工事完了後3月以内に必要書類を持参して、減額の申告手続きを行ってください。

減額を受けるための主な要件

- 1 昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること。
- 2 耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合した工事であること。
- 3 耐震改修工事に要した費用が50万円超であること。

減額の内容

改修工事を行った住宅の固定資産税額の2分の1（長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2）

※都市計画税は減額されません。

減額される期間

改修工事が完了した日の属する年の、翌年の一月一日を賦課期日とする年度分（適用は1回限り）

申告に必要な書類

次のうち①又は②のいずれか。

- ① 住宅耐震改修証明書（春日井市建築指導課）
 - ② ア 増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関等）
イ 領収書や明細書等、耐震改修の工事費用が50万円超の確認ができる書類（施工業者）
- 上記のほか、長期優良住宅の認定を受けて耐震改修した場合は、そのことを証する書類（春日井市建築指導課）

根拠法令

地方税法附則第15条の9第1項～第3項